

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	ヴェトナム黎朝期「充軍」考
Author(s)	八尾, 隆生
Citation	史学研究 , 311 : 48 - 62
Issue Date	2022-03-25
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055721
Right	
Relation	



ヴェトナム黎朝期「充軍」考

はじめに

ヴェトナム史研究の現況を概観した際、痛感するのが史料の豊富な日本史や中国史、或いは西洋史と比べ、圧倒的に前近代社会史の研究が貧弱なことである。原因は簡単で、それに適した史料が十分に残されていないことに尽きる。

一九九〇年代にヴェトナム本国が開放路線に転換して以降、国家公文書館や漢文・漢喃史料研究に特化した漢喃研究院の所蔵する史料が外国人にも公開されるようになり、研究環境は劇的に改善された。故桜井由躬雄氏「一九九四・一五八」はそうした現象を「ベトナムの史料革命」と命名した。しかしそうした公的機関所蔵史料公開の恩恵を最も受けたのはやはり近世末期の阮朝期（一八〇二～一九四五年）やフランス植民地期の研究が中心であり、筆者の専門とする

八尾隆生

黎朝期（中でも一五世紀を中心とする前期が中心）の史料は、結局現地に収集に行くことを余儀なくされた。しかも得られたものは阮朝期以降の再写版であることが多く、それらを主に利用した拙著「八尾 二〇〇九」は、史料批判の厳正さに問題のあるものと評されても仕方のないものである。

そうした現地に残る史料の不備を補完するのが官の編纂史料であろう。なかでも法制関係の史料は上述の社会史に密接に関わるものであり、その積極的な活用が求められる。

ヴェトナム前近代法の通史に関しては旧サイゴン政権期のヴ・ヴァン・ヴウ Vu Van Mau [1970: 59-162] [1972: 77-186] の一連の研究のほか、M・B・フーカー Hooker [1978: 73-94] などが挙げられるが、今に至るも最も詳細なのは、グエン・ロック・フイ Nguyen Ngoc Huy & タ・ヴァン・タイ Ta Van Tai [1986: 435-495] [1987: vol. 1 143] であろう。

特に後者は黎朝の基本法典である『國朝刑律』（以下『刑律』）
 訳注の一環として作成されたものであり、同書成立に至るま
 での中国律の影響やヴェトナム律の独自性などを詳細に考察
 したものである。ただ両氏の全三冊からなる訳注本[Ngyuên
 Ngoc Huy & Tạ Văn Tài 1987]には原漢文テキストを欠い
 ており、二〇二〇年、筆者が校合本「八尾（編）一〇二〇」
 の公刊を行った。本稿は、その校合作業中に感じた素朴な疑
 問から始まったものである。具体的に言えば、同書の名例章
 などに規定されている刑罰体系以外の刑罰が律本文に頻出す
 ることであり、「貶資」と呼ばれる刑の内実について考察し
 た前稿「八尾 二〇二二」に続き、今回は「充軍」刑につい
 て論ずるものである。

一 刑罰の運用実態について

一 ―― 中国律の運用実態について

八尾「二〇二〇・五―六」でも少し触れたが、ヴェトナム
 本国では法制史研究は沈滞気味であるのが現実である。加え
 てほとんどの研究者が原漢文ではなく訳本を使用して研究し
 ている現状にあって、刑罰の運用実態にはほとんど関心が向
 けられていない。また現存の『刑律』はすべて民間版および
 写本であり、上進表や序文などが一切失われていることも、
 この風潮を助長している。かたや律の本場である中国では、
 刑罰体系の要とされる「笞杖徒流死五刑」が隋代に成立し、

唐律にそれが反映されるが、唐の末期には既に運用の限界を
 迎えていた。以下では王朝ごとに先行研究に依據してその実
 情を復習しておこう。

混乱の五代十国時代を経て成立した宋では独自の新律は作
 成されず、『宋刑統』も唐律をほぼ模したものであった。し
 かし量刑ですすでに唐律にはない「配軍」、「配流」刑がす
 でに存在していた。辻正博「二〇一〇・後篇第五章」はその原
 因として、唐律の五刑がすでに現実に合わず、刑罰が死刑と
 折杖刑²、それに贖罪に収斂しており、徒刑・流刑が形骸化し
 たため、死刑とそれ以外の刑罰との懸隔の大きさを埋めるべ
 く「減死罪一等」の刑として考案されたとしている。

次の元朝では『大元聖政国朝典章』、『大元通制』、『経世大
 典』、『至正条格』などの法令書が作成されたが、結局独自の
 律は頒行されなかった。³ フビライはそれまで用いられていた
 金代の泰和律の使用を禁止するが、実際は元末まで使用され
 ていた形跡があり。刑の読み替えも行われ、笞刑から徒刑ま
 では笞杖刑とされ、打撃数も減じられた「佐立治人
 二〇一六・三六四―七〇」。

元を北方に追いやって成立した明では太祖が新たに明律の
 作成を命じた。本稿の主眼である充軍もここで正式に刑罰と
 して成立するが、陶安あんど「一九九九」は「真犯死罪」以
 外の刑罰はすべて贖罪（贖刑）で置き換えられたことを指摘
 している。⁵ 充軍と贖罪の関係は、概説書であるが、石野浩・
 川村康・七野敏光・中村正人「二〇一二・六〇―六二」が簡

明にまとめられている。それによれば、唐律などの贖罪は、「律贖」と呼ばれる一定の条件を満たした際にのみ適用可能であったのに対し、明律の場合は「律贖」だけでなく「例贖」も設け、「真犯死罪」以外の者すべてに贖罪を適用することにし、それを御製大明律序で明言した。しかし宋代と同様、実際に死刑になる者と免れる者の懸隔を埋めるため、やはり「減死罪一等」の刑として「充軍」刑が成立した。ちなみに清朝の大清律例は概ね明律を踏襲しているが、満洲族にとって軍務につくことは名誉なことなので、「充軍」に代わって「發遣」（外遣）が出現した。

以上をまとめれば、中国の場合は、唐律の五刑規定が唐代末期にはすでに十分に機能せず、混乱期には律の量刑を超えた重刑が科されることもあり、宋代以降は量刑は緩やかな方向に向かったが、どうしても死刑にせざるを得ない者との懸隔を埋めるために五刑以外の配流や充軍といった刑罰が生まれてきたことが見て取れる。

一—二 ヴェトナム律について

ヴェトナムは一〇世紀に中国より独立して以来、小王朝の乱立後、一一世紀には李朝（一〇〇九—一二二五年）ついで陳朝（一二二五—一四〇〇年）、胡朝（一四〇〇—一四〇七年）と中国を模した王朝が続いた。これらの王朝は有形無形の様々な影響を前節の中国諸王朝より受けた。法制度もそれらのひとつである。

日本の学界で最も前近代ヴェトナム法制史研究に尽力したのは片倉穰である。氏はまず李陳期に中国律の「五刑」が採用されたことを年代記『大越史記全書』（以下『全書』）の記事を渉獵して立証した（一九八七・第一篇第二章・第四章）。ついで、『刑律』に見える罰銭刑（現在で言うところの罰金刑）、徒刑の独自性（中国律とは違い年限がないこと）、現代で言うところの刑事罰にともなう民事損害賠償の規定が存在することなどを明らかにした（一九八七・第二篇⁶）。

ただ一九七〇—八〇年代のこうした研究は、これらの刑罰が「ヴェトナム法の独自性」を強調する方ばかりに傾いてきた感がある。むしろ独立後、李陳時代そして短期ではあったが強力な同化政策をうけた属明期（一四〇七—一四二七年）を経て、ヴェトナム法もその影響を大きく受け続けてきた唐律の五刑では犯罪への対応がすでに困難であり、これらの新しい刑罰が生まれたことを物語つていると考えるのが自然である。

さて問題の「充軍」刑であるが、片倉は自身の徒刑研究の中で、ヴェトナムの「充軍」解釈を行っている（一九八七・二〇三—一〇七）。以下はその梗概である。

『刑律』以外の黎法には、自由刑の一種として徒流刑以外に「充軍」刑があり、かつ徒流刑と併記して書かれている例（徒・・・充軍）（徒刑とし、・・・充軍せしめる）という後述する分類の3Bに該当（筆者）がある。しかし『刑律』自体にはこうした表記法は存在しないので、『刑律』の「徒」

には徒刑だけでなく、「徒」＋「充軍」の両意が含まれる場合もあった可能性がある。また「刑律」は徒刑を有期刑とせず、徒刑囚の一部を軍に配する形式で制定したため、徒刑と充軍との区別が不明確になった。「徒・・・充本府軍」も充軍の一種で、明律の「付近充軍」「本衛充軍」に近いもので、「徒・・・充本府軍」は徒刑囚の服役先を指す用語と考えられる。そして徒刑とは別に単独で出てくる「充軍」刑記載にはまだまだ考察が必要である。

『刑律』の中身を知らない読者には上述の文章の理解には困難な部分もあるが、それは後で補足説明するとして、氏の理解で問題なのは、前節で述べたごとく、明律では徒刑、流刑はおろか、上は「真犯死罪」以外の死刑から、下は笞刑に至るまで贖罪ですまされたがために充軍が生まれたことを、氏もしておそらく『刑律』をはじめ様々な黎法を作成した当時の法制関係者も理解していなかった点である。つまりヴェトナムで徒流刑が十全に機能していたならば、「充軍」刑は本来不要なはずなのである。

このように「充軍」に関する理解が困難な原因は、ヴェトナム側の史料には量刑と実際の執行との間に懸隔があるか否かについて明文がないことであり、それを解明するにはアナログではあるが、法令書や年代記に見える「充軍」刑や徒流刑の記事を渉獵し、その関係性を探るしかないのである。

二 各黎法史料に見える「充軍」

二―一 「充軍」分類

先に「充軍」に関する記事の形式を述べておくと、法律書や年代記に見える「充軍」（充〇〇軍）なども含む）は大きく三つの範疇に分類される。

1 単なる徴兵

年代記には多く徴兵記事に「充軍」の用語が用いられている。

2 恩典としての充軍

これは1とは少し異なり、一兵卒としての軍への配置ではなく、軍功などの報奨としてそれなりの軍職を授与するものである。ただし例はそう多くない。

3 治罪（官の場合は左遷を含む）

これが刑罰としての「充軍」であるが、さらに二つの範疇に細分される。

A 明律同様の「充軍」と考えられる重い刑

B 徒刑・流刑の下位区分（配所などの明示、前章で片倉が示したもの）

この分類に従い、『刑律』を含む黎法及び年代記の記事を
確認していく。

二二二 黎法に見られる充軍

黎朝初期（二四二八～一四六〇）以前の法令書に関しては前稿でも論じたが、残念ながら現存するものは皆無と言つてよい。表一にあるように、独立直後から法令書の作成、発布がなされていたことが確認できるのみである。

表一 『全書』に見える法令書作成に関する記事

黎朝	胡朝	陳朝				李朝	前黎朝
順天元年（一四二八） 五月一二日	太祖への評文 紹成元年（一四〇一） 四月～二月	紹慶二年（一三七一） 一〇月	紹豐元年（一三四一） 八月～末	天応政平一三年（一二四四） 正月～三月	建中六年（一二三〇） 三月	建中二年（一二二六） 二月	大定一八年（一一五七） 二月
大臣と詞訟律令・職爵制例・国務事などを議した	律令を定めた	大虞官制・刑書を定めた	修史・審義を礼部郎中とし、国朝通制と諸礼儀を定めさせた	張漢超と阮忠彦に命じて皇朝大典を編纂させ、また刑書を撰ばせ、頒行した	刑律・諸格を定めた	前代の諸例にかんがみて定めて国朝通制とし、また刑律・礼儀を改めた（計一〇巻）	律令・條例を定めた
							詔して律令を定めた
							諸例を検定し故典に依らせた
							吏員を書算・刑律で試した
							天下の獄訟が煩擾を極めているの後に、刑書を頒かつた（この記事の前で、刑律に関する記事が頻出）
							英武昭勝二年（一〇七七） 二月
							会豊六年（一〇九七） 正月

〔八尾 11010:表五〕を加筆修正

次に黎朝前期（一四二八～一五二七年）および莫朝期（一五二七～一五九二年）であるが、この時期が最も史料が多く、史料別に考察を進める。

・『國朝刑律』

『刑律』には以下六つの条文が検討対象となる。

第二六六條（違制章 第七〇條）

諸管監者、擅以民丁詐稱軍隊客兒等號、以便隱匿而充家役者、貶二資・罷職。追課役錢於隱匿者及民丁各一分入官。其丁、補軍或還民。（以下略）

すべて（軍を）管理・監督する者が、擅に民丁に軍隊の「客兒」等の名称を詐称させ、便を以て彼らを隱匿して自分の家役に充てた場合、貶二資・罷職とする。課役錢を隱匿した者及び（隱匿された）民丁から一分（規定の一〇割の意―筆者）ずつ追徴し、官に入れる。その丁は軍に補すか或いは民の身分に戻す。

本条には「徒」の字はないが、民丁が軍丁に補される（民の身分に戻される場合もある）ことから、徒刑範疇の3Bに相当すると思われる。

第二二四條（違制章 第一一八條）

諸官司、以別人孫姪爲己孫姪、冒蔭充色役者、以影蔽民丁論。多者、論加。托蔭之人、充軍。幼小還民。すべて官司が、別人の孫姪を自分の孫姪とし、蔭を冒して色役に充てた場合、民丁を影蔽した罪で論じらる。その数が多い場合は刑を重くする。蔭を託した人は軍に充てらるが、幼小の場合は民の身分に戻す。

本条も「徒」の字はなく、一見独立した充軍刑（3A）とみなされるが、「蔭を託した人」が「幼小ならば民に戻す」とあるので、前条同様、民丁が軍丁に補される軽い徒刑（3B）とも理解可能である。

第二八三條（軍政章 第四三條）

諸大集軍期、「校閲、同。」軍人欠目者、杖八十・徒本軍軍丁、追錢三貫入官。其替點者、本軍人、杖六十・貶二資。別軍人、杖七十・貶三資。非軍人者、杖八十、補三等軍。其本隊隊長・正・副伍長借人點替者、杖八十、降職・爵各三等。即私以家人・宏奴點替者、加一等。規財者、又加一等。其人、充補本軍三等軍。（以下略）すべて大演習の時期「原注…校閲の時期も同じ。」に、軍人が参加しなかった場合、杖八十のうえ本軍の軍丁に徒し、錢三貫を徴収して官に入れる。身代わりになった者は、本（隊の）軍人であれば、杖六十・貶二資とする。

別（隊の）軍人であれば、杖七十・貶三資とする。軍人

でなければ、杖八十のうえ三等軍に補す。本隊の隊長・正副伍長が人を立てて身代わりにした場合は、杖八十のうえ、職・爵それぞれ降格三等とする。もし私に家人や宏奴を身代わりにした場合は、罪一等を加える。（身代わりの際に）財物を要求した場合は、さらに一等を加える。身代わりになつた者は、本軍三等軍に補す。

本条にも「徒」の字はないが、民（非軍人、本隊隊長・正副伍長の家人・宏奴）が軍丁に補されることから、徒刑範疇の3Bに相当すると考えられる。

第二八五條（戸婚章 第二條）

諸社官修人口籍、而脱漏戸口者、一人以上、以貶論。六人以上、以徒論。十五人以上、以流論。二十人以上、罪止流遠州。其脱漏之人、十五歳以上、補本府軍、追課役錢入官。（以下略）

すべて社官が人口籍を作成する際、戸口を脱漏させた場合は、一人以上なら貶罪とする。六人以上なら徒刑とする。十五人以上なら流罪とする。二十人以上なら罪は流遠州で止める。脱漏を得た人は、十五歳以上ならば、本府の軍に補し、課役錢を追徴し官に入れる。（以下略）

本条にも「徒」の字はないが、村民（脱漏之人）が本府の

軍に補任されることから、徒刑範疇の3Bに相当すると考えられる。

第二八八條（戸婚章 第五條）

諸爲僧道、自年五十以上、有官給度牒者、方聽。違者、徒犒丁。私度牒、與同罪。其有給牒而犯法、合出寺觀。

經斷一句、不還俗者、罪如之。社官容縱、貶一資。縣官失覺、以杖・罰論。監臨官及本寺觀住持、各貶一資。卽

犯飲酒・食肉者、勒還俗、充軍。犯淫者、以徒論。

すべて僧となるには年齢五十以上で、官給の度牒が有つて、はじめて聴される。違反者は犒丁に徒す。公的でない度牒の場合も同罪とする。度牒が有つても罪を犯した場合

は、寺觀より退出しなければならぬ。一句を経過しても還俗しない場合、（先ほどの場合と）同罪とする。

社官で放置した場合は、貶一資とする。県官が失念した場合は、杖・罰の罪とする。監臨官^①及び該当の寺觀の住持はそれぞれ貶一資とする。もし（僧が）飲酒・食肉を

犯した場合は、強制的に還俗させ、軍に充てる。姦淫を犯した場合は徒刑とする。

片倉は何故かこの条に言及していないが、充軍と徒刑が並記されているので、両者は別の刑とみなされる。ただ姦淫の

ほうが飲酒・肉食より僧の犯した罪として明らかに重いにも拘らず、充軍刑が徒刑より軽い刑になってしまふこの条文には何らかの誤りがあると判断するべきであろう。

第二九〇條（戸婚章 第七條）

諸養民丁・賜戸及奴婢男爲子孫、而詐入色者、貶三資。

其詐入者、補軍。

すべて民丁や賜戸及び奴婢の男を自分の子孫とし、詐つて役人とした場合は、貶三資とする。詐つて官吏となつ

た者は、軍に補す。

本条にも「徒」の字はないが、「詐つて役人となつた者」が本府の軍に補されることから、徒刑範疇の3Bに相当すると考えられる。

以上、例は少ないが、片倉の指摘したように、次に見る他の法令書に類発する完全な形の3B範疇の条文は『刑律』には見えない。また第二八八條に見えるように、徒刑と充軍を別物と見なしている。ただ第一六六、二八三、二八五、二九〇

条などは、他書に類発する3B範疇の条文の原型であつたとも考えられる。

次に他の法令書^②を移るが、原文引用にも限界があるので、範疇分類の結果を表二に示す。3Aの範疇に入る可能性を検討せねばならない条文より先に、まずは「徒」の字はないが、

3B（表二の淡灰色を付した条文）に相当する例をあげておく。

3B（表二の淡灰色を付した条文）に相当する例をあげておく。

3B（表二の淡灰色を付した条文）に相当する例をあげておく。

3B（表二の淡灰色を付した条文）に相当する例をあげておく。

く。

表二 各法令書「充軍」記事条文一覧

國朝刑律					
166	214	283	285	288	290
天南餘暇集 條律					
14	49	88	92	94	99
108	111	114	126		
洪德善政					
41	75	79	130	200	201
205	219	226	308	312	333
國朝洪德年間例諸供體式					
2	8	51	62	70	94
106	112	124	155		
故黎律例 洪德申明各條例					
3	5	10	18	22	
故黎律例 國朝新增條例六十四條					
8	12	42	59		

	の条文は3 B 範疇のもの（徒・・・充軍）
	の条文は3 B 範疇が妥当と思われるもの
	の条文は検討を要するもの

・『天南餘暇集』 條律 四九條

洪德五年 禁女背夫男奸人妻令

一、背夫在逃父母而改嫁、父母、杖八十。女、充春室婢。
 田産入官。一、夫に背き父母のもとに逃避し、そして再婚した場合、父母は杖八十とする。その女は春室婢に充

てる。田産は官に入れる。

条文に「徒」の字はないが春室婢に充てるのは明らかに女性向けの徒刑として規定されている。

さて要検討の条文であるが、表二にある通り、わずか二例しか存在しない。

・『天南餘暇集』 條律 第一四條

光順六年

外任官赴京日期例

一、凡各衙門在任所、列校及府・縣・州等官、有故赴京、輕留六箇日、重留十五箇日。事畢拜辭、不得托以細小事務、假公營私、擅自赴京淹留、而廢棄衙門公事。敢有故違如前弊、鴻臚寺檢

奏。若都・承・憲三司、以小事擅留、貶二級（資）。列校・府・縣・州、罷職、充軍。（以下略）

光順六年、外任官が京に赴く際の日期の例

一、すべて各衙門の在任所で、列校及び府・県・州等の官は故あって赴京に赴く際、軽事ならば留まるのは六日間とし、重事ならば留まるのは一五日間とする。事が畢わって拜辞した後は、細小の事務に仮託して、公門の公事を疎かにすることを許さない。敢えて従前の弊害の如く故らに違反することが有れば、鴻臚寺が検

奏する。もし都・承・憲三司⁽¹⁴⁾で小事を以て擅に留まった場合は貶二級とする。列校や府・県・州官の場合には、罷職のうえ軍に充てる。(以下略)

この条文の充軍の対象は文武の官吏であり、独立した刑罰(3A)とみなすのが妥当であろう。

・『洪徳善政』第三〇條

洪徳二十五年、狀元武楊舉奉御製、謹具奏各條。(中略)
 一條、諸官員乃郷黨之骨鞭、所以正風俗、當以禮義・廉恥化民、使皆興仁讓、革其非心、使民得安居樂業、獲其富庶、可稱長者之人。若恃其職分、陰懷利己、然獨謀不成、結立朋黨、聚眾害人、使俗化駸駸歸薄。違者、許見知人鳴告、輕則杖・罰、重則充・貶。(以下略)

洪徳二十五年、狀元武楊拳が御製を奉じ、謹んで各条を具奏する。(中略)

一條、すべて官員は乃ち郷党の骨鞭にして、風俗を正す所以のものであり、礼義・廉恥を以て民を文明化し、皆に仁讓の心を興させ、その非道な心を革めさせ、民に居に安んじて業に樂しませるべきで、豊かさを得せしめてこそ、長者の人と称えられるべきである。もしその職分を持つて陰かに己を利さんと図り、そして独りで謀りごとが成功しなければ、朋党を結立し、衆を聚めて人に害を与え、俗をして着々と化して薄情に帰せしむ。(この

ような)違反があつた場合は、実際に知る人が鳴告するのを許し、犯情が軽い場合は杖刑もしくは罰錢、重い場合は充軍もしくは貶資とする。(以下略)

この条文も地方官を対象とした独立した刑罰(3A)と見なしてよからう。ただし貶資と並立しているため、そう重い刑とは考えられない。このように、『刑律』以外でも3Bの範疇に属するものがほとんどで、二例ある3A範疇のものも、具体的にどんな措置がとられたのかは文面から読み取ることができない。

最後に黎朝後期(一五三三〜一七八九年)の法律書⁽¹⁵⁾に見る「充軍」であるが、これまた表三にある左記のものは、「充軍」の用語自体が存在しない。

表三 黎朝後期の主な法令書

景興條律(漢喃研究院 A一九四五)	見当たらず
百家公案(慶大斯道文庫 ベトナムG二五一一)	見当たらず
黎朝舊典(A三三三三)	見当たらず
黎朝會典(A五二二)	見当たらず
黎朝官吏賞罰律(A二〇三五)	見当たらず

わずかに『黎朝詔令善政壹本』（A二五七）に一条（卷一 吏屬 辛未德隆三年（一六三二）夏六月、整理紀綱令）を見いだすことができた。

一、内外各衙門官、應遵如職掌奉行。某員能慎守職司、廉平勤幹有政績、或已滿考、民心愛慕、或本官啓保、應查實加陞一次、并留任、以示激勸。若某員不能守職、多行冗弊、輕者貶、罷驅回、重者充軍、終身不得叙用。

一、内外の各衙門官は、職掌を遵守して奉行するべし。ある者がよく職司を慎守し、廉平勤幹にして政績をおさめることができ、或いは已に考課を満たし、民心愛慕し、或いは本官が啓保すれば、事実を調査して一次加陞、並びに留任とし、激勸の意を示す。もしある者が職務を全うできず、冗弊を行うことが多い場合、軽い場合は貶資・罷職のうえ（現任地より）驅回せしめ、重い場合は軍に充て、終身任用することを許さない。

これは典型的な「充軍」すなわち3Aの範疇に相当するものである。結果、黎朝期を通して『刑律』を含む法令書から見られる3Aの範疇に入る条文は多くて四条のみで、大半は3Bの範疇に属するものであることが確認された。

三 年代記に見られる各時期の充軍

本章では実際の「充軍」刑の執行実績を、年代記『全書』の関連記事で確かめてみたい。ただし、『全書』には法令書には見られない勅旨の形をとった新たな法の発布記事なども含まれており、それにも注意が必要である。

まず李・陳・胡朝期であるが、同時期には上述の中国律自身が変容してゆく影響を受けたはずだが、刑罰としての「充軍」は、中国でも正式には明代から始まったこともあって、充軍記事はいくつか見られるものの、そのカテゴリーは「単なる徴兵（1の範疇）」に偏る¹⁷。かたや徒流刑は片倉が考察したように、執行記事は少ないものが見られる。すなわち独自の刑罰を生み出しながらも、唐律の五刑をもととした刑の執行がなされていたと考えるのが妥当と考える。

次の黎朝前期であるが、わずか一〇〇年の間に変化が見られる。まず初代太祖期には徴兵としての記事（1の範疇）以外の「充軍」記事は見られない。そして二代太宗期に1の範疇のほかに3Aが初出する。

『全書』本紀二三 紹平四年（一四三七）秋七月〜八月の条

罷多錦縣轉運副使潘天爵充本路軍。以察之黨也。

多錦縣轉運副使潘天爵を罷免して本路の軍に充てる。

（黎）察の党派であったためである。

紹平四年に起こった権臣黎察失脚事件の後始末で、潘天爵

が黎察の一党であったことを理由に、現職から罷免し本路の軍に充てたというものである。ただしこれも配所が本路の軍（聖宗期以降の本府軍に同じ）ということと3B範疇の軽い徒刑と判断できる可能性も残されている。なおこの時期、徒刑の執行記事は継続して存在している。

三代仁宗、四代廢帝黎宜民期には関連記事がなく、五代聖宗期（一四六〇～九八）に勅旨などで「充軍」とする法令記事が見られるようになり、それらのいくつかは既述の各法令書に残ることになった。ただ充軍刑の執行記事は見当たらず、徒流刑の執行記事は継続して存在している。そして法令記事の中に、流刑に「配役」ではなく「充軍」を併科するというものが現れる。

『全書』本紀一三 洪徳五年（一四七四）夏四月二十二日の条

勅旨。流罪囚人、近州充升華衛軍、外州充思義衛軍、遠州充懷仁衛軍、及饒死又充懷仁衛軍。

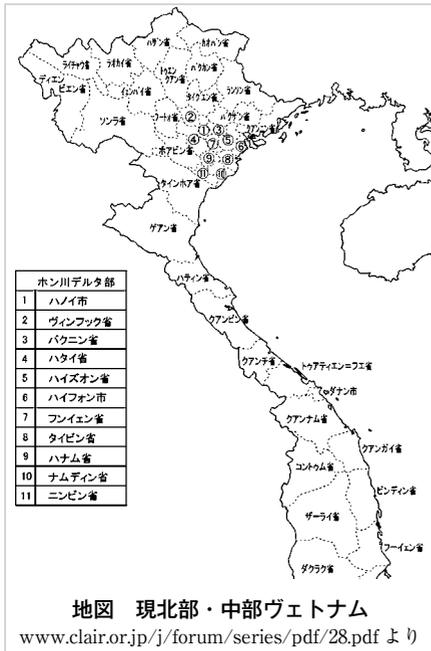
勅旨する。流罪の囚人につき、近州は升華衛軍に、外州は思義衛軍に、遠州は懷仁衛軍に、及び死を減ぜられた者もまた懷仁衛軍に充てる。

とあるのがそれで、3Bとは異なる（あるいは3Bの流刑版というべきか）もので、配所での「配役」に代わって当時のヴェトナムの極南の地で衛軍に配属されることから、事実上の明律の充軍に等しいものと言えよう。そして、この条文の影響を受けたのか、徒刑に「充広南軍」という流刑と同じ地

が配所に選ばれる例もあらわれるようになる²⁰。この場合、徒刑や流刑の低位区分と言うよりは「充軍」が主たる目的で、徒刑と流刑の区別が曖昧になっていることが知られる。ただ既述のごとく、「充軍」を明記した執行記事はやはり見られない。また、聖宗の後も流刑執行記事はわずかに存在するが、この勅文のように、充軍が併科されていたかは不明である。

その後七代端慶帝まで「充軍」に関する執行記事、法令に関する記事はまれに出現するが、それ以降は見られないまま黎朝は一次断絶し、黎朝を断絶に追い込んだ莫朝時代も関連記事は残っていない。

一五九二年、権臣鄭氏らの助力の元、黎帝は京師への帰還



を果たす。これ以降の充軍関連記事であるが、3A範疇のもの⁽²⁾は一例を例外に、1の徴兵範疇のみに戻ることとなる。聖宗が定めた極南の配所もクアンビン省以南に鄭氏が実権を握る黎鄭政権から自立した広南阮氏政権が成立したため、意味をなさないものとなってしまった。結局3Bの範疇に属する条文は黎朝前期、特に聖宗期に集中して出されていたことが知られるにとどまった。

結びにかえて

黎初に編纂された『刑律』には3Bの範疇に属する「充軍」刑は存在せず、それと徒刑（さらには流刑にも）「充軍」を加えた3B範疇の条文がなぜ聖宗期に黎法に混ざり込んだのか。考えられるのは前稿「八尾 二〇二〇・三七七・三九」でも示唆した、聖宗の明律への指向である。明の場合、時期や地域により様々な贖罪形式がとられていたことを宮沢知之「二九九六」が明実録を中心に解明している。

ヴェトナムの場合、明との関係が比較的安定していた黎朝前期においても独立戦争からの復興や、五軍都督府制度（衛所制）、屯田所政策、対チャンパ戦（洪徳元年（一四七〇）に本格開始で、翌年にはビンディン地方までを版図に組み込む）などで労働力・戦闘力補強が必要だったことは理解できる。しかし明がそれを贖罪という形で金品や労働力で補わせたのに対して、黎朝では「充軍」という刑罰は取り込んだも

の、徒刑刑を大規模な贖罪制度で代納させはしなかった。そもそも「充軍」という刑がなぜ明で生まれたかを十分に理解しないまま、刑罰だけを取り込んだため、片倉の指摘する有期刑ではない徒刑・流刑と合体する形になった、そして聖宗以降は明律にこだわる理由が無くなったため消滅したと考えるのが妥当であろう。

ではどうして手間のかかる徒流刑がヴェトナムでは延々と続いたのであろうか。残念ながら現存する年代記や法令書からこの疑問を解き明かすことはできない。さらに問題なのはごくわずかだが3Aの範疇に属する条文が存在することである。片倉「一九八七・二〇七」もこの範疇の充軍の中身がわからないと述べているが、筆者も同様である。考えられるのは、前稿「八尾 二〇二〇・二八四〇」で『刑律』以外の黎法が多く明律やその解説書を多く聖宗期に取り込んだことを指摘したが、それらの条文は取り込まれる際に、一応ヴェトナムに合うように字句の改変がなされていた。そうした改変作業から漏れた「充軍」条文が黎法に残った可能性である。ただ、該当する明法との精密な対照作業を行わない限り、この考えは可能性に過ぎず、本稿が「研究ノート」段階にとどまることの所以である。

註① 例えば近年では上田新也「二〇一九・第四章〜第六章」などが法と国家、村落との関係などを考察している。

(2) 管刑から徒刑までを杖刑(臂杖と脊杖)に減刑するもの。これは『宋刑統』名例律にも規定されている。

(3) 第六代テムル(成宗)は独自の律(幻の大徳律)を作成するように命じたが頒行には至らなかった「佐立 二〇一六・三六五」。

(4) どの死罪が「真犯死罪」に当たるのかは、律には定められておらず、『諸司職掌』刑部、「律語該載」(洪武三十年律に附されていた)、弘治一〇年(一四九七)に奏定された「真犯雜犯死罪」の三者に定められていた「佐立 二〇一八・二八六」。

(5) 梅原郁「一九九六・二五一〜五六」によれば、犯罪者全般に認められる贖罪制度は宋代にすでに萌したという。なお陶安の論考に対しては、徳永洋介「二〇〇〇」に「律の刑名どおりか、贖刑に替わる実刑を科せられる罪名も決して少なくない」との批判がある。

(6) 氏が研究に及ばなかった「貶資」(爵位の降下)に関して山本達郎の研究「一九八七」さらにそれを批判した拙稿「八尾 二〇二二」がある。

(7) この明律の大原則はおそらく氏だけではなく、現在のヴェトナム本国の研究者も認知していない。

(8) 例として黎太宗時の記事を上げておく。
『全書』本紀一一 紹平元年(二四三四)夏四月二十五日の条
五道各衛軍將校陞除、自衛同知・管領、下至隊長
八百五十一員、在內任陞充及御前各軍選授者
五百九十六員。(以下略)
五道各衛軍の將校を陞除すること、衛同知・管領より、

下は隊長に至るまで八百五十一員、內任にあつて陞充されたもの及び御前各軍で選授された者、五百九十六員。(以下略)

(9) 三等軍とは「充軍や徒刑など、国家権力からみて劣悪な質の兵士によって編成され、軍制の中で低位に位置づけられていた軍隊であろう。」「片倉 一九八七・二〇七」

(10) 村落(社)を治める者。聖宗期以降には社長と名称が変わる。「人または物に対して一般的に自己の行政的裁量権を及ぼし得る立場にある」官のこと「滋賀秀三(訳註) 一九七九・三三四」。

(12) 各書については「八尾 二〇二〇・二六〜二八」を参照。また各書の条文番号は「八尾(編) 二〇二〇」の付録部分に従う。

(13) 原文は「任」の欠画字。

(14) 地方三司(都総兵使司・承政使司・憲察使司)のこと

(15) 「黎朝後期の法律書」とあるが、「黎朝・・・」とある書は阮朝期の写本で、阮朝期に編纂された可能性のあるものも多ク存在する。

(16) 中国であれば、年代記以外にも判例集である判語史料が豊富であるが、ヴェトナムの場合はそれにも恵まれていない。

(17) 李朝期の徴兵としての「充軍」記録として、『全書』本紀三 会祥大慶九年(一一一八)三月の条、『全書』本紀四 大定七年(一一四六)八月の条、大定二十一年(一一六〇)二月の条、宝符四年(一一七九)春正月の条、治平童応三年(二二〇七)春正月の条がある。次の陳朝期の徴兵としての「充軍」記録としては、『全書』本紀五 建中四年(一一二八)秋八月〜九月の条、天応政平十五年(二二四六)春二月の条、紹隆四年(二二六一)春正月の条、重興三年(二二八七)春

二月～三月の条、『全書』本紀七 紹豊二年（一三四二）秋七月～冬十月の条、大治六年（一三六三）春二月の条、隆慶二年（一三七四）秋八月の条、隆慶三年（一三七五）秋八月の条があるが、刑罰としての「充軍」記事はない。次の胡朝期（一四〇〇～一四〇七）も「充軍」に関する記事は『全書』にない。

(18) 『刑律』名例章第一条の規定では徒刑には三段階あり、一番軽い「徒役丁・役婦」の場合でも犯情重いとされれば「役作」、二段階目の「徒象坊兵・炊室婢」と最も重い「徒種田兵・春室婢」の場合は、「居作」が課された。さらに流刑は「流近州・外州・遠州」の三段階があり、現ゲアン省からトゥアティエン・フエ省での配所で「配役」が課されることになっていた。(19) 洪徳元年に聖宗はチャンパ親征を行い、チャンパの当時の中心地であった現ビンディン省までを版図に加え、「広南承宣」(北は現クアンナム省およびダナン特別市から南はビンディン省にほぼ該当)を置いた。升華衛軍は現クアンナム省内、思義衛軍は現クアンガイ省内、懐仁衛軍は現ビンディン省内という、元チャンパの版図に位置した。

(20) たとえば『故黎律例』國朝新增條例六十四條の第五九条 一條、無故宰牛私。無故而宰牛耕、杖八十、以徒論、充升華衛。
一條、故無くして私牛を宰る。故無くして耕牛を宰った場合、杖八十の上、徒刑を以て論じ、升華衛に充てる。
など。

(21) 『全書』本紀一八 盛徳三年（一六五五）六月の条 論敗虜罪。追收黎文曉救印・兵民、貶黎有徳爲都督僉事。屬將黎時憲・鄭丙等、竝罷職爵、收民祿。黎文暉・武百福等、黜爲另兵、黎文暉充軍。

敗虜の罪を論じる。黎文曉の勅印・兵民を追収し、黎有徳を貶して都督僉事と爲す。屬將黎時憲・鄭丙等は、並びに職爵を罷め、民祿を収む。黎文暉・武百福等は、黜して另兵と爲し、黎文暉は軍に充てる。

(22) 黎朝後期の徴兵としての「充軍」記録として、『全書』本紀一七 光興十九年（一五九六）夏四月～五月の条、『全書』續編二 保泰二年（一七二二）十二月の条、同六年（一七二五）冬十月～十一月の条、同八年（一七二七）冬十月～十月十七日の条、同九年（一七二八）冬十月～末の条、『全書』續編三 永佑五年（一七三九）六月～秋七月の条、同年六月～秋七月の別条、同六年（一七四〇）春正月戊寅～二月の条、同四年（一七四三）夏五月の条、同十年（一七四九）秋七月の条、同三十年（一七六九）夏四月～七月の条、同三十五年（一七七四）冬十月～十二月の条がある。

(23) 五軍都督府制度（衛所制）、屯田所制策に関しては、八尾『二〇〇九：第三章・第五章』を、対チャンパ戦に関しては「八尾 二〇一五」を参照。

〔参考文献〕

- 石野 浩・川村 康・七野 敏光・中村 正人、二〇一二、「史料からみる中国法史」法律文化社
上田 新也、二〇一九、『近世ベトナムの政治と社会』大阪大学出版会
梅原 郁、一九九六、『宋代の照鈞と罰銅』梅原 郁（編）『前近代中國の刑罰』京都大学人文科学研究所
片倉 穰、一九八七、『ベトナム前近代法の基礎的研究—「國朝刑律」とその周辺—』風間書房

片倉 穰、一九八八、「故黎律例」の洪徳申明各条例について』『ベトナム黎法の研究』昭和六二年度科学研究費補助金(一般研究

(C))研究成果報告書、金沢大学教養部

桜井 由躬雄、一九九四、「ベトナムにおいて新たに公開された漢籍資料について』『東方学』八八

佐立 治人、二〇一六、「資料」元朝の立法・刑罰・裁判』『関西大学法学論集』六六(四)

佐立 治人、二〇一八、「資料」明朝の立法・刑罰・裁判』『関西大学法学論集』六七(六)

滋賀 秀三(訳註)、一九七九、『訳註日本律令』五 唐律疏議訳註篇、東京堂出版

陶安 あん(ドイツ名: Arnd Helmuth Hahne)、一九九九、「中国刑罰史における明代贖法—唐律的「贖刑」概念との比較—』『東洋史研究』五七(四)

辻 正博、二〇一〇、『唐宋時代刑罰制度の研究』京都大学学術出版会

徳永 洋介、二〇〇〇、「書評」陶安あんど著「中国刑事罰史における明代贖法—唐律的「贖刑」概念との比較—」(『東洋史研究』五七巻四号)、「法制史研究」五〇

宮沢 知之、一九九六、「明代贖法の変遷」梅原 郁(編)『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所

八尾 隆生、二〇〇九、「黎初ヴェトナムの政治と社会」広島大学出版会

八尾 隆生、二〇一五、「黎朝聖宗の目指したものの—一五世紀大越ヴェトナムの対外政策」『東洋史研究』七四(二)

八尾 隆生、二〇二〇、「『国朝刑律』解題」『八尾(編)二〇二〇』所収

八尾 隆生(編)、二〇二〇、『大越黎朝 国朝刑律』汲古書院

八尾 隆生、二〇二一、「ヴェトナム黎朝期貶資制度の変遷」『慶應義

塾大学言語文化研究所紀要』五二

山本 達郎、一九八四、「国朝刑律にみえる貶爵」『瀧川博士米寿記念会(編)』律令制の諸問題—瀧川政次郎博士米寿記念論集—』汲古書院

Hooker, M. B., 1978, *A Concise Legal History of South-East Asia*, Oxford: Clarendon Press.

Nguyễn Ngọc Huy & Tạ Văn Tài, 1986, "The Vietnamese Text", In: Hooker, M. B. (ed.), *Law of South-East Asia*, vol. 1: The Pre-Modern Texts, Singapore: Butterworth's.

Nguyễn Ngọc Huy & Tạ Văn Tài, 1987, *The Lê Code - Law in Traditional Vietnam*, 3 vols., Athens, Ohio, and London: Ohio University Press.

Vũ Văn Mẫu, 1970, *Cổ Luật Việt-Nam Lược Khảo*, vol. 1, Sài Gòn. (ウ・ヴァン・ムー、一九七〇、「越南古律略考」一、サイゴン)

Vũ Văn Mẫu, 1972, *Cổ Luật Việt-Nam Thông Khảo*, vol. 1, Sài Gòn. (ウ・ヴァン・ムー、一九七二、「越南古律通考」一、サイゴン)

※本稿は日本学術振興会科学研究費(基盤研究C)「ヴェトナム黎明期における明清法受容の実態」(課題番号: 一八K〇〇九九九、二〇一八—二〇二一年度、研究代表者)及び科学研究費基盤研究B(一般)「ベトナム近世文書の東アジア世界における位置づけ」(課題番号: 二一H〇〇五七七、二〇二一—二〇二三年度、研究代表者)による研究業績の一部である。

(広島大学大学院人間社会科学研究所)